

## 証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「ユーロ・ボンド・ポート」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

### 1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは平成 10 年 9 月 30 日に設定し、インカム・ゲインの確保およびキャピタル・ゲインの獲得により信託財産の成長をはかることを目的として運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドは純資産総額の減少が続いており、受益権口数が投資信託約款に定められた口数（10 億口）を下回る状態となっております。

このような状況に鑑み、投資信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になっておりますため、弊社といたしましてはこのまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

### 2. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 平成 29 年 6 月 28 日
- ・異議申立期間 : 平成 29 年 6 月 28 日～平成 29 年 8 月 7 日
- ・繰上償還の可否判断日 : 平成 29 年 8 月 8 日
- ・買取請求期間 : 平成 29 年 8 月 16 日～平成 29 年 9 月 4 日
- ・繰上償還日（予定） : 平成 29 年 9 月 26 日

### 3. 異議申立て手続きについて

平成 29 年 6 月 28 日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、平成 29 年 6 月 28 日から平成 29 年 8 月 7 日までに、当ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、平成 29 年 6 月 28 日時点の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 29 年 9 月 26 日をもって当ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2% の率を乗じた信託財産留保額を控除した価額）で、当ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 29 年 6 月 28 日

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号  
アセットマネジメント One 株式会社